

スルッと QRtto（クルット）デジタル企画乗車券取扱規程

スルッと QRtto（クルット）デジタル企画乗車券取扱規程

——目 次——

第 1 条	（目的）	1
第 2 条	（変更）	1
第 3 条	（デジタル企画券の発売）	1
第 4 条	（用語の意義）	1
第 5 条	（適用）	2
第 6 条	（契約の成立時期および適用規定）	2
第 7 条	（同意）	2
第 8 条	（利用環境）	3
第 9 条	（スルッと QRtto の取扱時間）	3
第 10 条	（利用の制限または停止）	3
第 11 条	（発売サービスの順守事項）	3
第 12 条	（名称）	3
第 13 条	（発売期間）	3
第 14 条	（通用期間）	4
第 15 条	（発売額）	4
第 16 条	（購入枚数）	4
第 17 条	（分配）	4
第 18 条	（再発行）	4
第 19 条	（減数または払戻し）	4
第 20 条	（旅行中止による通用期間の延長および払戻し）	4
第 21 条	（購入情報と履歴の確認）	5
第 22 条	（通用区間）	5
第 23 条	（使用方法）	5
第 24 条	（乗車変更）	5
第 25 条	（効力）	5
第 26 条	（使用の制限）	5
第 27 条	（免責事項）	6
第 28 条	（無効となる場合等）	6
第 29 条	（不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等）	6
第 30 条	（列車の運行不能の場合の取扱い）	7

（目的）

第1条 この規程は、インターネットが利用できる環境において、スルッと KANSAI 協議会加盟サービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が運営する販売サイトにおいて提供するデジタル企画乗車券（以下「デジタル企画券」という）を使用して、大阪モノレール株式会社（以下「当社」という）が運行する大阪モノレールを利用する旅客の運送等についての取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

（変更）

第2条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（デジタル企画券の発売）

第3条 デジタル企画券は、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という）が運営する「スルッと QRtto」の Web サイトにおいて発売する。

2 前項のほか、当社はデジタル企画券の発売を、第三者に委託することがある。

（用語の意義）

第4条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）「当社線」とは、デジタル企画券が使用できる大阪モノレールの全線をいう。

（2）「デジタル企画券」とは、2次元バーコードによる識別情報（以下、「2次元バーコード」という）が表示された情報端末と、サーバ上の電子式証票を組み合わせた企画乗車券をいう。

（3）「企画券」とは、当社が特別な運送条件を定めた普通乗車券をいう。

（4）「利用券」とは、観光施設等の入場券や割引券等をいう。

（5）「チケット」とは、デジタル企画券の発売単位で、デジタル企画券、またはデジタル企画券と利用券を組み合わせたものをいう。

（6）「販売サイト」とは、「スルッと QRtto」の Web サイトにおいてチケットを発売しているサイトをいう。

（7）「本サービス」とは、購入したチケットにより提供されるサービスをいう。

（8）「スルッと QRtto（クルット）」とは、販売サイト、登録ユーザの情報、利用履歴等を管理する仕組みの総称をいう。

（9）「登録ユーザ」とは、スルッとが制定する「スルッと QRtto 利用規約」（以下「利用規約」という）に定める事項に同意のうえ、「スルッと QRtto」のアカウントを取得するとともに、利用規約に定める情報を「スルッと QRtto」に登録することにより、販売サイトでチケットを購入および使用する権利を

有する旅客をいう。

- (10)「同行者」とは、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車によって旅行し、当該旅客が情報端末の画面に表示する2次元バーコードにより改札を受ける旅客をいう。
- (11)「購入者」とは、販売サイトでチケットを購入した旅客をいう。
- (12)「情報端末」とは、インターネットに接続しているパソコンおよびスマートフォン等をいう。
- (13)「対応改札機」とは、デジタル企画券を使用する際に、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる改札機をいう。
- (14)「読取改札」とは、当社が掲示する2次元バーコードを、情報端末で読み取ることにより改札することをいう。
- (15)「外部システム」とは、「スルッとQRtto」と連動してチケットを発売することができる、「スルッとQRtto」以外のWebサイトをいう。なお、「スルッとQRtto」における販売サイト・利用規約・登録ユーザの規定は、外部システムにも準用して取り扱う。
- (16)「旅客営業規則」とは、旅客の運送並びにこれに付帯する業務について、別に定めた規則をいう。

(適用)

- 第5条** デジタル企画券による当社線の旅客の運送等については、この規程のほか、当該チケットに定められた条件および利用規約の定めるところによる。
- 2 当社線の旅客の運送等に関し、この規程に定めのない事項については、旅客営業規則等の定めるところによる。
 - 3 利用券の取扱いは、当該チケットに定められた条件および当該利用券を使用できる観光施設等の定めるところによる。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第6条** デジタル企画券による当社線の旅客の運送等に関する契約は、情報端末を操作してチケットの購入内容等を販売サイトへ送信し、販売サイトがその情報を受信した後、購入情報等を当該情報端末へ返信した時に成立する。
- 2 第17条の規定によりチケットの分配を受けた第三者および第23条第3項の規定による同行者との、デジタル企画券による旅客の運送等に関する契約は、情報端末に表示した2次元バーコードにより、旅客として最初に改札を受けた時に当該旅客に移転する。
 - 3 第1項の規定による契約の成立時以降の取扱いは、別段の定めのない限り、その契約が成立した時の規定による。

(同意)

- 第7条** 登録ユーザおよびデジタル企画券を使用する旅客は、この規程およびこの規程に基づいて定められた規定(第2条により変更された場合における変更

後のものを含む)を適用することに同意したものとみなす。

(利用環境)

第8条 登録ユーザおよびデジタル企画券を使用する旅客は、本サービスの利用にあたり情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスその他必要となる設備を、自らの責任において準備、利用しなければならない。

2 登録ユーザおよびデジタル企画券を使用する旅客は、本サービスの利用にあたって必要となる通信費等を自ら負担しなければならない。

3 情報端末は2次元バーコードが所定の仕様に従って適切に表示されることを必要とし、表示不良や環境設定に起因する不具合、故障またはバッテリー切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の状態にあるときは、本サービスの一部または全部を利用することができないことがある得る。

(スルッと QRtto の取扱時間)

第9条 「スルッと QRtto」は24時間利用することができる。ただし、スルッとがメンテナンスその他必要により休止する場合は、この限りでない。

2 外部システムの取扱時間は、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

(利用の制限または停止)

第10条 当社は、対応改札機等のメンテナンスその他必要により、「スルッと QRtto」、外部システム、または本サービスの利用時間を制限または停止することがある。

2 前項の場合、当社はその旨をあらかじめ告知する。

3 第1項に規定する利用時間の制限または停止について、当社は一切の責任を負わない。

(発売サービスの順守事項)

第11条 当社が発売するチケットを「スルッと QRtto」の発売サービスで購入する際の手続きその他順守すべき事項は、利用規約によるものとする。

2 外部サービスが発売するチケットを購入する際の手続きその他順守すべき事項は、外部サービスの利用規約等による。

(名称)

第12条 当社が発売するチケットの名称は、その都度定める。

(発売期間)

第13条 当社が発売するチケットの発売期間は、その都度定める。

(通用期間)

第 1 4 条 当社が発売するチケットの通用期間は、その都度定める。

(発売額)

第 1 5 条 当社が発売するチケットの発売額は、その都度定める。

(購入枚数)

第 1 6 条 当社が発売するチケットは、一括購入することができる。なお、一括購入の可否および一括購入できる上限数は、その都度定める。

(分配)

第 1 7 条 当社が発売するチケットは、通用期間終了前かつ未使用部分に限り、第三者に分配することができる。なお、分配の可否および分配できる枚数は、その都度定める。

2 購入者とチケットの分配を受けた第三者との間のトラブルは当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。

(再発行)

第 1 8 条 当社が発売するチケットは、情報端末の紛失・盗難や機能不良等にかかわらず再発行しない。

(減数または払戻し)

第 1 9 条 当社が発売するチケットを一括購入した登録ユーザがチケットのすべてまたは一部が不要となったときは、通用期間終了前かつ未使用部分に限り、利用規約の定めに従い、購入枚数の減数または払戻しをすることができる。

2 払戻しをするときは、登録ユーザはチケット毎に別に定める払戻し手数料を支払うものとする。なお、払戻し手数料とは別にチケット毎に定める取消手数料を定めるときは、取消手数料を支払う必要がある。

3 外部サービスで購入したチケットの減数または払戻しは、外部サービスの定めるところによる。

(旅行中止による通用期間の延長および払戻し)

第 2 0 条 旅客営業規則第 118 条に定める旅行中止による通用期間の延長は行わない。

2 旅客営業規則第 118 条に定める払戻しをするときの手数料はチケット毎に定める金額とする。

(購入情報と履歴の確認)

第 2 1 条 当社が発売するチケットの購入情報と、購入・分配・払戻し等の履歴は、チケットの購入日 が属する年月の翌年同月末日まで、情報端末の画面で確認することができる。

- 2 外部サービスで購入したチケットの購入情報と履歴の確認は、外部サービスの定めるところによる。

(通用区間)

第 2 2 条 デジタル企画券の通用区間は、その都度定める。

(使用方法)

第 2 3 条 デジタル企画券は、通用区間内の当社線内を乗車の目的で、情報端末に表示した同一のデジタル企画券の 2 次元バーコードで対応改札機等による改札を受けて入場し、対応改札機等による改札を受けて出場する場合に、乗車券として使用することができる。

- 2 前項の規定のほか、読取改札により改札を受けることができる場合も、乗車券として使用することができる。
- 3 一台の情報端末でデジタル企画券を同行者が使用する場合は、2 次元バーコードを情報端末に表示して対応改札機等による改札を受けることを、同行者の人数と同じ回数表示することで、同行者の乗車券として使用できる。
- 4 前項に規定する同行者は、2 次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車に乗車しなければならない。この場合、旅客営業規則第 13 条の規定にかかわらず、情報端末を所持する旅客が代表して同行者の乗車券を所持しているものとして取り扱う。

(乗車変更)

第 2 4 条 通用区間が指定されたデジタル企画券の通用区間を乗車変更（乗越、方向変更等）した旅客は、出場するに際し、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等で支払い、デジタル企画券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 乗降フリー区間のあるデジタル企画券については、チケットに表示された通用期間内であり、かつ乗降フリーの通用区間内での利用であるときに限り、前項を適用しない。

(効力)

第 2 5 条 デジタル企画券は、情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容においてのみ使用することができる。

(使用の制限)

第 2 6 条 旅客は、1 回の乗車につき 2 以上のデジタル企画券を同時に使用する

ことはできない。

- 2 入場時に使用したデジタル企画券を出場時に使用しなかった場合は、当該デジタル企画券で再入場することはできない。
- 3 デジタル企画券の破損、対応改札機等の故障または停電等により、対応改札機等によるデジタル企画券の読み取りが不能となったときは、旅客は、デジタル企画券を対応改札機等で使用することができない。
- 4 当社での使用を制限されたデジタル企画券は、使用することができない。この場合、乗車駅入場を承認されたとしても、当社線での降車駅において出場できない。
- 5 デジタル企画券は、他の乗車券と併用して使用することはできない。
- 6 通用期間の定めがあるデジタル企画券は、その通用期間を超えて使用することはできない。

（免責事項）

第 27 条 情報端末の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた登録ユーザまたはデジタル企画券を使用する旅客の損害について、当社は一切責任を負わない。

- 2 使用環境によって本サービスを使用できないとしても、当社に起因しない通信環境や「スルッと QRtto」または外部システムの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切責任を負わない。

（無効となる場合等）

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、デジタル企画券を無効として取り扱う。

- （1）旅行開始後のデジタル企画券を他人から譲り受けて使用したとき
- （2）係員の承諾を得ないで改札を受けずに乗車したとき
- （3）その使用方法に基づかず使用したとき
- （4）偽造、変造または不正に作成されたデジタル企画券を使用したとき
- （5）その他不正乗車の手段として使用したとき

（不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等）

第 29 条 前条のいずれかの規定に該当した場合は、当社は、旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

- 2 前項の規定により旅客運賃、増運賃を収受する際に乗車駅が判明しない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則第 109 条の規定を準用する。
 - （1）第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、デジタル企画券を使用する旅客が、係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに入場したため、当

該旅客の旅行開始駅が判明しないとき

- (2) 第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、同行者である旅客が、2 次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と異なる列車で旅行したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しないとき
- (3) デジタル企画券を使用して入場した後、情報端末を紛失または不具合等により、2 次元バーコードを所定の仕様に従って適切に表示できなくなったため、当該旅客の旅行開始駅が判明しないとき

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 30 条 旅客は、デジタル企画券を使用して旅行開始後、列車が運行不能（2 時間以上遅延する場合を含む。以下同じ）になった場合、旅客営業規則第 121 条の取扱いを請求することができる。

- 2 前項の規定により、販売サイトで購入したチケットの払戻しを請求する場合は、購入者自身が係員に請求しなければならない。
- 3 前項に規定するチケットの払戻しの請求は、チケットの購入単位で 1 回のみ行うことができる。第 16 条の規定により複数の同一チケットを一括で購入した場合は、分配・使用の状態にかかわらず、購入者自身が指定したチケットについて、同時に払戻しを行う。
- 4 チケットの払戻しの返金方法は、チケットを購入したときの決済方法によるものとする。
- 5 販売サイトで購入したチケットの払戻し処理が完了した場合、「スルッと QRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。
- 6 第 2 項の規定により、外部サービスで購入したチケットの払戻しの取扱いは、外部サービスの定めるところによる。